

# 医療機関等のみなさまへ

熊本県・熊本労働局

医療従事者の職場環境の改善・向上に取り組みられるに当たり、様々な助成金や無料の相談事業等がございますので、是非、ご利用ください。  
各種助成金・相談事業等の一覧表(平成29年4月1日現在)を裏面に掲載しております。

職場環境や労務管理の改善・向上について相談したい。

労働時間等の設定の改善を実施するため、助成金を活用したい。

育児・介護と勤務を両立させるための従業員に対する各種助成金を利用したい。

病院内に保育施設を設置・運営するための助成金を利用したい。

専門性の高い看護職員を養成するための助成金を利用したい。

①看護職員等医療従事者の人材の確保対策について相談したい。  
②求人と求職者のミスマッチが生じないような求人をするにはどうしたら良いか助言が欲しい。  
③離職に歯止めを掛けたい。

訪問看護ステーションの運営について相談したい。

お問い合わせ先

熊本労働局 雇用環境・均等室

熊本市西区春日2-10-1  
TEL 096-352-3865

お問い合わせ先

熊本県医療政策課

熊本市中央区水前寺6-18-1  
TEL 096-333-2206

お問い合わせ先

熊本県ナーズセンター  
(公社)熊本看護協会内)

熊本市東区東町3-10-39  
TEL 096-365-7660

熊本県医療勤務環境改善支援センター  
(公社)熊本県医師会内)

熊本市中央区花畑町1番13号  
TEL 096-354-3848

県内各ハローワーク

(助成金は熊本労働局職業対策課  
TEL 096-211-1704)

熊本県訪問看護ステーション  
サポートセンター  
(熊本看護協会訪問看護  
ステーションくまもと内)

熊本市東区花立5-14-17  
TEL 096-285-8514

助成金や無料の相談事業を積極的に利用して  
職場環境の改善・向上に取り組みましょう!!

## 各種助成金・相談事業等の一覧表

[注1] 当該一覧表は平成29年4月1日現在のものであり、変更等がある場合がございます。  
 [注2] ここに掲載されていない助成金・相談事業もありますので、問い合わせ先にご相談ください。

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
勤務環境の改善・向上	熊本県医療勤務環境改善支援センター (公益社団法人熊本県医師会) TEL: 096-354-3848]	「熊本県医療勤務環境改善支援センター」による働きやすい職場づくりに取り組む医療機関の支援	専門のアドバイザー（医療経営コンサルタント、社会保険労務士等）により、勤務環境改善に関する相談への対応や職場研修への講師派遣などの支援を行います。
	厚生労働省熊本労働局 雇用環境・均等室 TEL: 096-352-3865]	業務改善助成金	事業場内の最も低い時間給（時間換算額）を上げる計画を実施することと、労働者の意見聴取の上、労働能率の増進に資する設備・器具の導入等の業務改善を行った中小企業事業主に対して支給されます。
	熊本県健康福祉部健康局医療政策課 (看護班) TEL: 096-333-2206]	医療従事者勤務環境改善施設・設備整備事業 医療従事者宿舎施設整備事業	医療従事者が働きやすい合理的な病棟づくりとするための勤務環境改善整備を行う医療機関に対し、助成します。 医療従事者の宿舎整備を行う医療機関に対し、助成します。
熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課 (キャリア形成支援班) TEL: 096-333-2342]	熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課 (キャリア形成支援班) TEL: 096-352-3865]	出前「勤労者セミナー」	企業で働く人や経営者等に対し、専門家を派遣してセミナーを実施することにより、誰もが働きやすい職場づくりを目指します。 (申請期限平成30年2月28日)
多様な働き方が可能な環境の整備	厚生労働省熊本労働局 雇用環境・均等室 TEL: 096-352-3865]	職場意識改善助成金	【職場環境改善コース】 中小企業で労働時間の設定の改善を通じた職場環境の改善を促進するため職場環境に係る計画を作成し、この計画に基づき措置を効果的に実施した事業主に対して支給されます。(申請期限平成29年10月16日) 【所定労働時間短縮コース】 中小企業の特別措置対象事業場で、週所定労働時間2時間以上短縮して、週40時間以下とする事業主に対して支給されます。(申請期限平成29年12月15日) 【時間外労働上限設定コース】 中小企業で限度時間を超える時間数での36協定を締結しており、事業実施計画において36協定により延長した労働時間を短縮して限度基準以下の上限設定を行った事業主に対して支給されます。 (申請期限平成29年12月15日) 【勤務間インターバル導入コース】 中小企業で労働時間等の設定の改善を図り、過重労働の防止及び長時間労働の抑制に向け勤務間インターバルの導入に取組んだ事業主に対して支給されます。(申請期限平成29年12月15日) 【テレワークコース】 中小企業で新規にテレワークを導入する事業主に対して支給されます。(申請期限平成29年12月1日) (問合せ先: 0120-91-6479)
		向上支援等助成金	【出生時間立支援コース】 男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行い、男性に一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に対して支給されます。 【介護難職防止支援コース】 仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に対して支給されます。 【育児休業等支援コース】(育児取得時・職場復帰時) 「育児復帰支援プログラム」を作成し、プログラムに沿って労働者に育児休業を取得・職場復帰させた中小企業事業主に対して支給されます。 【育児休業等支援コース】(代替要員確保時) 育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に対して支給されます。 【再雇用者評価処遇コース】 妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になった時に復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に対して支給されます。 【事業所内保育施設コース】(平成28年4月から新規計画の認定申請受付を停止しています。) 労働者等の子のための保育施設を設置・運営する事業主に対して支給されます。 【女性活躍加速化コース】 女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に対して支給されます。
		病院内保育所運営事業	病院（診療所を含む。）内保育所の運営費を助成します。
		病院内保育所施設整備事業	病院（診療所を含む。）内保育所の新築、定員増に伴う増改築及び病児等保育室整備に係る費用を助成します。
		女性医師支援事業	女性医師を対象に、就労継続、復職及びキャリア形成のための相談対応、研修支援を実施します。
		女性医師支援事業	熊本県内の女性医師を対象に、講演会等へ参加のための無料託児所（一時預かり）による仕事・育児両立支援や保育相談対応を実施します。
		働きやすい職場づくりアドバイザー派遣事業	働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組むこととする中小企業等へ、専門的知識を有するアドバイザーを派遣し、支援を行います。 (申請期限平成30年2月28日)
		福祉人材コーナーによる職業相談	無料相談を通じて、福祉分野（医療、介護、保育関係）での人材確保に向けてサービス提供体制の整備及びビズマッチング機能の強化を図ります。
		福祉関係求人充足プログラム策定支援	福祉関係求人雇用管理の改善に努める求人者に対する支援の実施を行います。
		「リザーブハローワーク」による無料相談	子育てしながら就職を希望する者に対する就職支援を実施します。
就業の推進	熊本県健康福祉部健康局医療政策課 (企画・医師確保班) TEL: 096-333-2204]	熊本県ポクタブンゴ事業	熊本県内の公立医療機関への就業を希望する医師に対して、無料の職業紹介や就業支援を実施します。
		もう一度臨床へ支援事業	復職や短時間勤務を希望する医師に対する就業支援、メンター制度を活用したキャリア形成及びプログラムに関する相談支援を実施します。
		新生児医療担当医（新生児科医）確保事業	新生児医療担当医の処遇改善を図るため、新生児担当手当を支給するNICU医療機関に対して助成します。
		産科医等育成支援事業	臨床研修後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対して、研修手当を支給する医療機関に対して助成します。
産科医等確保支援事業	産科医の処遇改善を図るため、産科医等に分娩手当を支給する分娩取扱医療機関に対して助成します。		

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
就業の推進	(公社) 熊本県看護協会 熊本県ナーースセンター 【TEL : 096-365-7660】	熊本県ナーースセンター事業	未就業者の就業を促進し、医療機関・訪問看護ステーション等の看護師不足の解消を図ることを目的としています。 ・無料職業紹介事業(求人求職相談、情報提供)の実施。 ・看護に関する啓発活動(高校生の1日看護体験、中・高校への出前講座等)の実施。 ・看護職員の離職時届出制度に関する業務の実施。
	(公社) 熊本県看護協会 【TEL : 096-365-7660】	魅力ある職場づくり支援事業 潜在看護職員の再就業支援事業	看護職員のフロン・ライフ・パランスに取り組み医療機関に知り、アドバイザーを派遣するなどの支援を行います。 潜在看護職員の再就業支援のため、潜在看護職員を対象に看護技術の演習会を実施します。 介護福祉機器(移動・昇降用リフト、自動車用車いすリフト、エアースト、特殊浴槽、ストレッチャ)の導入・運用計画を作成の上、実施した事業主に対して支給します。 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進する取組を実施する事業主に対して助成します。
キャリアアップ・人材育成	厚生労働省熊本労働局 職業安定部職業対策課 【TEL : 096-211-1704】	職場定着支援助成金 (介護福祉機器助成コース) キャリアアップ助成金	雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練を実施した場合や、人材育成制度を導入し労働者に適用した事業主に対して助成します。
	熊本県環境生活部県民生活局 男女参画・協働推進課 (男女共同参画班) 【TEL : 096-333-2287】	熊本県男女共同参画及び女性の活躍推進アドバイザー派遣事業	男女共同参画の意識づくりや女性の活躍推進を目的とした研修会等(受講者20名以上)を実施する事業者・団体・NPO・大学へ専門的な知識を有する専門家をアドバイザーとして派遣します。
	(大) 熊本大学医学部附属病院 地域医療支援センター (熊本県地域医療支援機構) 【TEL : 096-373-5627】	熊本県地域医療支援機構運営事業	医師不足病院の支援、医師のキャリア形成支援、県内外の医師・医学生からの相談対応等を行っています。
	熊本県健康福祉部健康局医療政策課 (看護班) 【TEL : 096-333-2206】 (公社) 熊本県看護協会 【TEL : 096-365-7660】	在宅看護に係る認定看護師等養成支援事業 新人看護職員研修事業	在宅看護に係る分野の認定看護師等の資格取得に必要な受講料等や修学期間中の代替職員人件費を負担する医療機関に対し、助成します。 厚生労働省のガイドラインに基づき新人看護職員研修が適切に実施されるための医療機関の研修責任者等を対象とした研修会を実施します。
その他	厚生労働省熊本労働局 雇用環境・均等室 【TEL : 096-352-3865】	次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣の認定 (くるみん・プラチナくるみんの取得)	次世代法に基づく認定を受け、「くるみん」「プラチナくるみん」を取得した企業は、仕事と育児の両立がしやすい職場であることがアピールでき、企業イメージアップ、人材確保につばかります。 認定を受けた事業主は、行動計画期間に位置づけた建物等について、認定を受けた日を含む事業年度に企業資産にのびて割増償却の適用が受けられます。
	熊本産業保健総合支援センター 【TEL : 096-353-5480】	メンタルヘルス対策等相談事業	事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談対応、研修、メンタルヘルス対策の普及促進のための個別支援等を行います。また、県内には7箇所の地域産業保健センターがあり、労働者数50人未満の事業場を対象に、メンタルヘルスを含む労働者の健康管理について無料で相談等が受けられます。